

孤独・孤立対策推進

❖ 孤独・孤立対策推進法とは ❖ 【令和6年4月1日施行】

法の目的

『孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない』
『相互に支えあい、人と人のつながりが生まれる』
地域づくりを進める。



孤独・孤立に寄り添う光の妖精 ヒカリノ

地方自治体における役割（努力義務）

関係者の連携・協働の促進（官民連携プラットフォームの構築）

※既存の会議体にて対応

❖ 孤独・孤立とはどのような状態？❖

孤独・孤立対策の重点計画より抜粋

「孤独」	主観 的観念であり、ひとりぼっちとを感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられる
「孤立」	客観 的観念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す

孤独と孤立は密接に結びついていますが、

孤立しているが孤独は感じていない

孤立していないが孤独を感じている

ということもあり得ます

2

❖ 孤独・孤立の状態は悪影響を及ぼす❖

悩みや困りごとが複雑化・深刻化する例：子育て

【悩みや困りごと】

- ・一人で育児は大変
- ・仕事と家庭の両立が難しい...など

風邪をひく



【孤独・孤立】

- ・頼れる人がいない
- ・子どもの面倒を見てくれる人がいない ...など

免疫力が低下している



【複雑化・深刻化】

- ・母子の健康状態の悪化
- ・不安による気持ちの落ち込み
- ・ネグレクト（育児放棄）...など

風邪が悪化して重症化

一人でいること自体が問題じゃない。
悩みや困りごとを一人で抱え込んでしまうことで、複雑化、深刻化してしまうことが問題なんだ。



孤独・孤立に寄り添う光の妖精 ヒカリノ

3

❖ 孤独・孤立対策に必要なもの ❖

①孤独・孤立の問題は
個人の問題ではなく社会
全体の問題。

②孤独・孤立対策とは、
「つながりづくり」。
つながりは、あらゆる分野で
必要とされている。

孤独・孤立に取り組む
必要性や対策は、福祉分野
だけのものじゃないんだ！



孤独・孤立に寄り添う光の妖精 ヒカリン

4

❖ 孤独・孤立対策推進体制イメージ（国） ❖

① 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。
・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援（具
体の支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施）、社会資源の開発、住民への情報
発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。

地方公共団体 (行政機関の各部署)

首長
・企画部門
・総務部門
・経済振興関係
・子ども関係
・教育関係
・福祉全般関係
・環境関係
・まちづくり関係
・土木関係
・防災関係 等

当事者等支援を行う 民間団体

・保健・医療・福祉
等の専門機関
・社会福祉法人
・社会福祉協議会
・NPO 等

地域住民、地域団体

・町内会
・民生委員・児童委
員
・保護司
・ボランティア 等

民間企業

・地域の企業
・商店街
・商工会 等

その他関係団体

・様々な分野の
市民活動団体
(スポーツクラブ、
文化芸術サークル、
環境保全NPO 等)
・生協、農協、漁協、
労働者協同組合 等

豊島区では、すでに**庁内連
携**や**官民連携**の取組がある
よね！その取り組みをぜひ
孤独・孤立対策に活かして
いこう！

② 孤独・孤立対策地域協議会

当事者等支援を行う関係者で構成し、
情報の交換を行うとともに、当事者等への
具体的支援内容について協議する。

※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務（罰則付
き）あり

部局を横断する 庁内連携体制の構築

・地方公共団体が
設置する各種機関
(保健所・保健セン
ター、学校 等)

孤独・孤立に寄り添う光の妖精 ヒカリン

内閣官房孤独・
孤立対策担当室資料より抜粋

※地域の実情に応じて組み立て

5

